

常勤理事報酬規定

2024年 2月 6日 理事会制定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人 日本機械学会（以下本会という）定款第35条に基づき、常勤理事の報酬等に関して、必要な事項について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 常勤理事報酬は、年俸制による月額報酬とする。

2. 年俸額は、定款第35条に基づき定める「役員報酬に関する規定」の支給額の範囲内で、常勤理事の職務状況により、筆頭副会長及び副会長の意を受けて会長が定める。
3. 年俸額を12等分した額を毎月支給する。
4. 常勤理事兼使用人である事務局職員の報酬は、その兼務状況によって役員報酬と事務局員給与に区分して支給する。

(報酬等の支払)

第3条 事務局職員給与の支給日に支給する。

2. 法令に基づき報酬から控除すべき所得税、社会保険料等及び本人からの申出のあった積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。
3. 職務執行時に生じた立替費用は、役員報酬とは別に実費にて全額弁済をする。
4. 月の途中で常勤理事に就任したとき、または月の途中で常勤理事を退任したとき、あるいは死亡したときは、日割り計算で行なうものとする。

(通勤手当)

第4条 通勤の実態に応じ、事務局職員の通勤手当に準じて支給する。

(退職手当金)

第5条 退職手当金は支給しない。

(規定の改廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会の決議によって行う。

(補則)

第7条 実施に関し、必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。